

新型コロナウイルス感染症拡大により経営に影響を受けた 飲食店・飲食料品卸売（小売）業 経営者の方へ

利根町飲食店等経営支援助成金に関するお知らせ

長引くコロナ禍において、緊急事態宣言に伴う営業時間の短縮や、外出自粛ムードの高まりなどにより、飲食業界が、今なお厳しい状況下にあることから、経営継続支援策として飲食店・飲食料品卸売業・飲食料品小売業の方を対象に助成金を交付します。対象となる方は、期限内の申請をお願いいたします。

対象となる 事業者

- ① 申請日時時点で、町内で1年以上継続して営業している飲食店・飲食料品卸売業・飲食料品小売店を営む法人および個人事業主の方（支店やフランチャイズ店は除きます。）
 - ② 助成金受領後も経営を継続する意欲があること。
 - ③ 新型コロナウイルス感染症に起因して、**2021年1月から3月のうち**、2019年又は2020年の同月比で売上げが**20%以上減少した月が1か月あること**。
 - ④ 町民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税および国民健康保険税を滞納していないこと。（徴収の猶予が認められたものは除きます。）
 - ⑤ 令和元年分の確定申告書における、事業収入の1か月当たりの平均額が、法人は15万円以上、個人事業主は10万円以上であること。
 - ⑥ 茨城県が実施する「茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金」を受給していないこと。また、今後も受給する予定がないこと。 など
- ※上記の交付要件を満たしていれば、「利根町小規模事業者緊急経営支援助成金」を受給した方も申請することができます。

助成金額

上記③で算出された1か月当たりの売上減少額に3を乗じた額で、**30万円**を上限とする。（千円未満切り捨て、1事業者1回のみ）

申請期間

令和**3年3月18日**（木）から令和**3年5月31日**（月）まで

申請方法

次の必要書類を下記まで提出してください。

▶必要書類

- ① 利根町飲食店等経営支援助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
 - ② 誓約書及び同意書（様式第2号）
 - ③ 令和元年分又は令和2年分の確定申告書類の控え等の写し（法人と個人事業主では、必要書類が異なります。詳細はお問い合わせください）
 - ④ 減収月の売上高等が分かる帳簿等の写し
 - ⑤ 口座振替依頼書 ⑥ 通帳の写し ⑦ 本人確認書類の写し（個人事業主）
- ※その他、飲食店及び飲食料品小売業を主たる事業としていることが確認できる書類等の提出をお願いする場合がございます。

※申請書類は、町公式ホームページからもダウンロードできます。（下記QRコードからアクセスしてください。）

※ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

申請先 問合せ先

利根町役場 経済課 商工観光振興係（4月1日からは「まち未来創造課 商工観光係」）電話 0297-68-2211（代表）

